

現行			改正案		
1 大綱策定の背景と必要性 (1) これまでの経緯 略			1 大綱策定の背景と必要性 (1) これまでの経緯 略		
年	月	取組項目	年	月	取組項目
昭和60年	1月	「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政改革大綱）の策定について」（自治事務次官通達）	昭和60年	1月	「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政改革大綱）の策定について」（自治事務次官通達）
	4月	「成田市行政改革推進本部」設置 「成田市行政改革大綱策定懇談会設置要綱」決定		4月	「成田市行政改革推進本部」設置 「成田市行政改革大綱策定懇談会設置要綱」決定
61年	3月	「成田市行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画」策定	61年	3月	「成田市行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画」策定
平成6年	10月	「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」（自治事務次官通知）	平成6年	10月	「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」（自治事務次官通知）
7年	4月	「成田市行政改革基本方針及び重点事項について（指針）」策定	7年	4月	「成田市行政改革基本方針及び重点事項について（指針）」策定
	10月	「成田市行政改革懇談会」設置		10月	「成田市行政改革懇談会」設置
8年	12月	「成田市新行政改革大綱」及び「成田市新行政改革推進計画」策定	8年	12月	「成田市新行政改革大綱」及び「成田市新行政改革推進計画」策定
9年	4月	「成田市行政改革推進委員会」設置	9年	4月	「成田市行政改革推進委員会」設置
	11月	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」（自治事務次官通知）		11月	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」（自治事務次官通知）

現行			改正案		
11年	3月	「成田市第3次行政改革大綱」及び「成田市第3次行政改革推進計画」策定	11年	3月	「成田市第3次行政改革大綱」及び「成田市第3次行政改革推進計画」策定
14年	3月	「成田市第4次行政改革大綱」及び「成田市第4次行政改革推進計画」策定	14年	3月	「成田市第4次行政改革大綱」及び「成田市第4次行政改革推進計画」策定
17年	3月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（新地方行革指針）」（総務事務次官通知）	17年	3月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（新地方行革指針）」（総務事務次官通知）
	10月	「成田市第5次行政改革推進計画」策定		10月	「成田市第5次行政改革推進計画」策定
18年	3月	「成田市行政改革集中改革プラン」策定	18年	3月	「成田市行政改革集中改革プラン」策定
	8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）		8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）
22年	3月	「成田市第5次行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画（平成22～24年度）」策定	22年	3月	「成田市第5次行政改革大綱」及び「成田市行政改革推進計画（平成22～24年度）」策定
25年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成25～27年度）」策定	25年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成25～27年度）」策定
27年	8月	「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（総務大臣通知）	27年	8月	「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（総務大臣通知）
28年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成28～30年度）」策定	28年	3月	「成田市行政改革推進計画（平成28～30年度）」策定
			<u>31年</u>	<u>3月</u>	<u>「成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和3年度）」策定</u>

(2) 社会経済情勢の変化  
①地方分権の進展

現行	改正案
<p>地方分権(※1)が進展し、地方公共団体は自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められています。</p> <p>②高齢化の進行</p> <p>近年、わが国の出生率(※2)は低水準で推移しており、高齢化率(※3)は、平均寿命(※4)の伸長や低い出生率を反映して上昇を続け、平成27年(2015年)の国勢調査では、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会が到来しました。</p> <p>本市においては、<u>出生率は全国、千葉県と比べても比較的高い水準で推移し、総人口に占める18歳未満の年少人口の割合も横ばいで推移していますが、65歳以上の老年人口は増加しており、これに伴い介護サービスに対するニーズの増大、生産年齢人口(※5)の減少による労働力供給の制約、産業構造、消費市場への影響などさまざまな社会的、経済的影響が懸念されます。</u></p> <p>④情報化社会の推進</p> <p>少子化や高齢化が進む中、近年の目覚ましいIT技術の進展により、<u>インターネットの人口普及率が8割を超えるなど、市民生活の中に情報ネットワーク社会が形成されつつあります。今後は、マイナンバー制度やICT(※6)、IoT(※7)の利活用により電子行政の推進と、デジタル技術を活用した利用者中心の住民サービスの向上が図られていくこととなります。</u></p> <p>⑥今後の財政需要</p>	<p>地方分権(※1)の進展のためには、地方公共団体は自己決定・自己責任に基づく自立した行政経営が求められます。</p> <p>②高齢化の進行</p> <p>近年、わが国の出生率(※2)は低水準で推移しており、高齢化率(※3)は、平均寿命(※4)の伸長や低い出生率を反映して上昇を続け、平成27年(2015年)の国勢調査では、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会が到来しました。</p> <p>本市においても、<u>低い出生率を反映し、総人口に占める15歳未満の年少人口の割合も低水準で推移しています。一方で、65歳以上の老年人口は増加しており、これに伴い介護サービスに対するニーズの増大、生産年齢人口(※5)の減少による労働力供給の制約、産業構造、消費市場への影響などさまざまな社会的、経済的影響が懸念されます。</u></p> <p>④情報化社会の推進</p> <p>少子化や高齢化が進む中、近年の目覚ましいIT技術の進展やスマートフォンの普及により、<u>インターネット利用率がほぼ9割となり、市民生活の中に情報ネットワーク社会が形成されつつあります。令和2年12月には総務省が自治体DX(デジタルトランスフォーメーション) (※6) 推進計画を策定するとともに、令和3年9月にはデジタル庁が創設され、</u>今後は、マイナンバー制度やICT(※7)、IoT(※8)の利活用により電子行政の推進と、デジタル技術を活用した利用者中心の住民サービスの向上が図られていくこととなります。</p> <p>⑥今後の財政需要</p>

現行	改正案
<p>本市の財政状況は、健全化判断比率<sup>(※9)</sup>などの財政指標においても健全性を保っているところですが、依存財源<sup>(※10)</sup>が削減される傾向にあるうえに、今後も厳しい経済情勢の中で、市税を中心とする自主財源の確保についても大幅な増収は難しい見込みとなっています。</p> <p>一方、歳出面では、<u>義務的経費<sup>(※11)</sup>は引き続き増加傾向にあって、子育て支援対策、高齢化対策、</u>地域医療対策、地域経済対策、成田空港関連事業などの本市が取り組むべき課題が山積し、<u>加えて新市場移転再整備事業、医療関連産業などの集積による新たな都市基盤の整備など多額の財政負担を伴うビッグプロジェクトを遂行していかなければならない状況にあることから、</u>本市の財政を取り巻く状況は、将来にわたってまで楽観できるものではありません。</p> <p>このような中であっても、持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層の経費節減に努めていく必要があります。</p> <p>(5) 推進項目の概要</p> <p>I 市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革）</p> <p>I-⑤ 人材の育成と活用</p> <p>略</p> <p>さらに、<u>再任用職員<sup>(※21)</sup>や任期付職員<sup>(※22)</sup></u>、民間における優れた専門的知識や経験を活かした人材の活用を図り、行政の施策能力の向上のための取り組みを推進します。</p> <p>II 簡素で効率的・効果的な行政経営（量の改革）</p>	<p>本市の財政状況は、健全化判断比率<sup>(※10)</sup>などの財政指標においても健全性を保っているところですが、依存財源<sup>(※11)</sup>が削減される傾向にあるうえに、今後も厳しい経済情勢の中で、市税を中心とする自主財源の確保についても大幅な増収は難しい見込みとなっています。</p> <p>一方、歳出面では、<u>高齢化の進行、子育て施策の拡充などにより、公債費や扶助費などの義務的経費<sup>(※12)</sup>が引き続き増加傾向にあり、また、公共施設の長寿命化や更新を行うに当たり多額の財政負担も見込まれております。さらには、</u>地域医療対策、地域経済対策、成田空港関連事業などの本市が取り組むべき課題に加えて、<u>本市が将来を見据えて取り組んでいる医療関連産業等の集積など新たな都市基盤の整備も必要であり、</u>本市の財政を取り巻く状況は、将来にわたってまで楽観できるものではありません。</p> <p>このような中であっても、<u>プライマリーバランスに配慮した予算編成などにより</u>持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層の経費節減に努めていく必要があります。</p> <p>(5) 推進項目の概要</p> <p>I 市民満足度を重視した行政サービスの向上（質の改革）</p> <p>I-⑤ 人材の育成と活用</p> <p>略</p> <p>さらに、<u>定年年齢の段階的引き上げ<sup>(※21)</sup>による高齢層職員の能力や経験、</u>民間における優れた専門的知識や経験を活かした人材の活用を図り、行政の施策能力の向上のための取り組みを推進します。</p> <p>II 簡素で効率的・効果的な行政経営（量の改革）</p>

現行	改正案
<p>II-④ 定員管理及び給与の適正化</p> <p>限られた経営資源を効果的に再配分するためには、内部管理経費の縮減が重要であり、このうち特に大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。このため、事務事業の統廃合や協働、民間委託などを積極的に進めるとともに、<u>再任用職員や非常勤職員</u>などの有効活用を図り、行政需要等に応じた適正な定員管理を進めます。</p> <p>職員給与については、引き続き給与制度全般にわたる点検を行い、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映など、時代の要請にふさわしい新たな給与制度の構築と運用の適正化を図り、給与などに関する情報もわかりやすく公開します。</p> <p style="text-align: center;">用語の解説</p>	<p>II-④ 定員管理及び給与の適正化</p> <p>限られた経営資源を効果的に再配分するためには、内部管理経費の縮減が重要であり、このうち特に大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。このため、事務事業の統廃合や協働、民間委託などを積極的に進めるとともに、<u>定年延長に伴う高齢層職員や会計年度任用職員</u>（※22）などの有効活用を図り、行政需要等に応じた適正な定員管理を進めます。</p> <p>職員給与については、引き続き給与制度全般にわたる点検を行い、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映など、時代の要請にふさわしい新たな給与制度の構築と運用の適正化を図り、給与などに関する情報もわかりやすく公開します。</p> <p style="text-align: center;">用語の解説</p> <p><u>※6 / DX (デジタルトランスフォーメーション)</u>  <u>Digital Transformationの略で、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。</u></p> <p><u>※21 / 「定年年齢の段階的引き上げ」</u>  <u>地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が60歳から65歳に2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。また、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制も導入される。</u></p> <p><u>※22 / 「会計年度任用職員」</u></p>

現行	改正案
	<u>地方公務員法に基づき任用される非常勤職員。公務員同様の服務規律などが適用される。</u>